

令和8年3月19日成田市条例第5号

成田市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に寄与するため、成田市ゼロカーボンシティ推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 前条に規定する目的のための寄附金は、基金として積み立てるものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、予算で定める額を基金に積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。